

2021年9月14日

千葉県議会議長 川村博章様

千葉県議会 市民ネットワーク
松井佳代子、岩崎明子、山田京子

第3回定例会一般質問において文書質問制度を運用することについての申入書

本日の議会運営委員会において、文書質問制度の運用が決まりました。

昨年7月29日の議会運営活性化推進協議会での決定事項に基づき、初の運用となりますが、多くの問題があります。

たとえば、「質問者の人数制限」「質問項目の削減」「字数制限」ですが、これらが感染防止にどう役立つのか、納得のいく説明がありません。効果に疑問があるばかりか、字数制限は、かえって当局に質問の意図が伝わりにくくなります。

本来ならば、選挙によって市民の負託を受けた議員1人1人の質問権はどの会派に所属しようと無所属であっても尊重されるべきです。今回の制限のまま、次回以降にも同様に制度が続くことは、到底受け入れられません。

新型コロナウイルス感染症が広がっており、県では緊急事態宣言が続いていることから、やむを得ない決定とは思いますが、感染が収束していないことはわかっていたことであり、質問の形を変更するならば、通告以前に想定して提案されるべきであり、質問を準備していた議員にとって、急な変更はきわめて遺憾です。

そこで、以下について真摯に受け止め、今後の議会運営に向き合ってくださいたく、申し入れをいたします。

記

1. 文書質問制度については、目的に合致した対応策を考え、市民に対して、制度の説明を十分におこなうこと
2. 代表質問がない非交渉会派や無所属議員にとって、一般質問の機会が保障されなければ、議会での発言機会は奪われてしまう。現在の文書質問制度の問題点を洗い出し、制度のあり方について見直しをおこなうこと
3. 今回の運用について十分検証し、書面質問のあり方について議論を重ね、全議員が合意できるよう、今後話し合いをすすめること
4. 一般質問の通告をした後での急な変更は、特別な事情が無い限りおこなわないこと

以上

